

令和3年度県が実施したいじめ防止等における対策関連事業評価一覧

施策・事業の目的, 評価の観点: 「1 相談及び情報収集体制の充実」

施策・事業等の名称	事業概要	担当課	施策・事業の目的, 評価の観点に基づく自己評価		
			実績	成果・課題 (下線部)	今後の取組の方向性 (改善策等)
1 教育相談事業	子供(小・中・高校生など)、保護者、教職員に対して専門的な立場から教育に関する相談を実施する。「学校生活に関すること、心や身体のこと、その他進路や適性に関すること等、個々の状況に応じて、本人及び保護者や学校・教職員に対し、相談活動を通して適切な支援を行う。」各相談機関とのネットワークを構築し、相談者の様々なニーズに対して、より適切な支援・援助を行うための総合窓口とする。	子どもと親のサポートセンター	<ul style="list-style-type: none"> ・子供(小・中高校生など)、保護者、教職員に対し、電話相談・来所相談・Eメール・FAX相談により支援・援助を行ってきた。 ・相談総数21,973件のうち、いじめを主訴とする相談件数は324件(+27件)で、電話相談が279件(△1件)、来所相談が30件(+30件)、Eメール相談が15件(△2件)であった。来所相談で、主訴が「いじめが背景にある不登校」は、108件(+71件)であった。 ※()内は昨年度比 ・電話相談のうち、いじめを主訴とする相談対象者の内訳は、小学生が127件、中学生が70件、高校生が55件、その他が27件であった。 ・来所相談のうち、いじめを主訴とする相談対象者の内訳は、小学生が30件、中学生が0件、高校生が0件、その他が0件であった。 ・子どもと親のサポートセンターでは、教育相談の総合窓口として、必要に応じて学校や関係機関と連携し、予防及び早期発見につながるよう、適切な対応を行ってきた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめを主訴とする相談件数は、増加している。特に、「来所相談」で増加しており、相談者は、小学生が一番多い。相談電話については、県民、保護者、教職員(学校)に対して、「子サポ・フリーダイヤル」の周知が進んできたと考えられる。今後も教育相談事業、「子サポ・フリーダイヤル」に関しては更なる周知が必要である。 ・子どもと親のサポートセンターの電話相談担当の会計年度任用職員を対象に、学校におけるいじめの対応、捉え方について研修を行い、的確に対応できるようにしている。 ・いじめを主訴とする相談について、学校・関係機関とのよりよい連携について今後も検討が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県民、保護者、教職員を対象としている休日開放事業(教育相談講演会1・2)で資料(リーフレット)を配付したり、相談事業の説明を行ったりする等、県民、保護者、教職員への広報活動を推進していくことで教育相談事業の周知徹底をする。 ・教職員(学校)を通じて児童生徒、保護者への教育相談事業内容の周知のため、教職員対象の教育相談研修等の研修事業の際には詳しく丁寧な説明を徹底して広報活動を行う。 ・校長・教頭の新任管理職研修において教育相談の重要性を投げかけ、校内教育相談体制の更なる構築に向けた意識の高揚を図る。 ・「いじめ」が認められる主訴の相談に対しては、保護者からの話を丁寧に聞き取り、速やかに学校等関係機関との連携が取れるように担当相談員と所員との報告・連絡・相談体制を確認・強化し、関係機関との連携をより推進していく。
2 24時間子供SOSダイヤル電話相談	学校生活に関すること、心や身体のこと、その他進路や適性に関すること等について、児童生徒、保護者や教職員に対し、休日・夜間を含めた24時間の電話相談を実施する。子どもと親のサポートセンターで平日8時30分～17時15分まで実施しているため、その他の時間帯は外部に委託する。	子どもと親のサポートセンター	<ul style="list-style-type: none"> ・電話相談総件数は、10,340件(+555件)で、子供からの相談が1,749件であった。電話相談総件数のうち、24時間子供SOSダイヤルからの電話相談は2,710件(△882件)であった。 ※()内は昨年度比 	<ul style="list-style-type: none"> ・電話相談の相談件数は増加している。「子サポ・フリーダイヤル」とともに「24時間子供SOSダイヤル」の電話番号が児童・生徒に周知されてきたことがうかがえる。 ・主訴としては、「子育て・しつけ」が昨年度に引き続き一番多く、次いで「不登校・不登校傾向」、「家庭問題関係」となっている。 ・相談事例に応じて電話対応方法を再検討し、子どもと親のサポートセンター担当者や委託業者間で共通理解を図りながら対応することができた。 ・複雑化、多様化する相談内容への対応について、更に共通理解を図ることが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談者のニーズに応じた相談事業が実施できるよう、相談状況を踏まえて、電話相談対応マニュアルの見直しを行う。 ・リピーターや学校への抗議(いじめ問題を含む)等丁寧に対応していく。緊急性がある場合や個人が特定できている場合は、必要に応じて関係機関との連携を推進していく。 ・委託業者の相談員の対応について担当者間で毎日情報を共有するとともに、委託業者との定例会を設け課題について協議する。
3 学校問題解決支援対策事業	学校等が単独で解決困難な事案に対して、弁護士、精神科医等の委員と教育庁関係課からなる「学校問題解決支援チーム」を設置し、解決に向けて指導助言するなど、学校等が安心して相談できるよう相談体制の充実を図る。また、本事業で得られた知見を生かし事例研究を実施することで、ノウハウの普及と学校問題対応能力の向上を図る研修を実施する。	児童生徒安全課	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は、令和2年度は2件、令和3年度時は1件の会議の開催であったが、毎月各課における電話相談等の状況の報告を受け、会議の開催が必要と思われる案件については、積極的に各課や学校と連携をとり会議を開催するよう心がけた結果、令和3年度に4件の案件について協議することができた。会議では、冷静で明確な対応策等が提案され、学校の対応についての問題点が整理された。 ・スクールロイヤー活用事業における法律相談は、108件(前年度比40件増)の相談があった。また、県が主催する教職員を対象とした研修会の講師(13回)や、児童生徒向けの出張授業(11校)を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・運用開始からこれまでに計54件の案件について協議した。昨年度は、保護者からの、生徒のけがに対する学校の対応や、スクールバスに係るトラブルへの相談内容があった。いずれの相談についても、弁護士及び精神科医からの専門的な観点から適切な助言があり、学校は状況改善へのヒントを得ることができた。学校から会議に対する相談がまだ少ないので、今後更に、本事業の周知及び活用の促進を図る必要がある。 ・スクールロイヤー活用事業においては、相談方法を対面、電話に加え、オンラインによる相談も行えるようにした結果、件数の増加につながったと考えられる。課題としては、小中学校からの相談が少ないことが考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業の活用に向けて ・会議開催に向けた手続きの一層の簡素化 ・校長会、教頭・副校長会等、機会をとらえた繰り返し周知 ・研修の充実 等 事案の把握に向けて ・関係課等に向けた聞き取り調査の継続 ・月次調査等によるより積極的な情報収集 等 上記内容に努め、初期対応に遅れが出ることはないよう支援を継続していく。 ・スクールロイヤー活用事業は、小中学校の生徒指導担当者を集めた会議で、スクールロイヤーを講師とした研修を実施するなど、小中学校へのスクールロイヤーの周知に努めている。

令和3年度県が実施したいじめ防止等における対策関連事業評価一覧

施策・事業の目的, 評価の観点: 「1 相談及び情報収集体制の充実」

	施策・事業等の名称	事業概要	担当課	施策・事業の目的, 評価の観点に基づく自己評価		
				実績	成果・課題（下線部）	今後の取組の方向性（改善策等）
4	ヤング・テレホン	本部少年センター内にフリーダイヤル回線による相談窓口(ヤング・テレホン)を設置し、主に非行問題や犯罪被害等の悩みや問題を抱える少年や保護者からの電話相談を受理し、適切な助言・指導を行っている。	県警本部	・令和3年度中、289回の相談を受理した。(前年比-13回)	・相談受理件数は、前年と比較して減少したが、依然として高水準である。 ・いじめの要因となり得る、友人関係や精神的な悩み等の相談に対し適切な助言・指導等に努めた。	・広報等を通じて相談窓口についての周知を図ることで、利用を促し、いじめの早期発見に努める。
5	いじめ防止対策等推進事業(千葉県いじめ問題対策連絡協議会の開催)	学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成する協議会を設置し、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図る。	児童生徒安全課	・千葉県教育庁及び知事部局の関係各課、市町村教育委員会、児童相談所、千葉地方法務局、県警察本部等の機関、弁護士、医師、心理や福祉の専門家の職能団体等、44の機関・団体で構成された連絡協議会を、資料を基に、メールを活用して意見交換を行った。 ・担当者会議を設置したネット関係の機関等による「ネットいじめ対策専門部会」において、令和3年度は具体的な事例検討を含め、協議及び意見交換を行った。また、令和4年度の各機関等の取組予定等について情報交換した。	・関係機関からは、いじめ問題に継続して関わるために、スクールカウンセラー等の増員の必要性について意見があった。県教委からは9月から未配置校へ追加配置をすることを報告し、千葉県公認心理師協会からは、事例検討会等を実施し、スクールカウンセラーの資質の向上を図るとの回答があった。新型コロナウイルス感染症については、学校において、ワクチンの接種、非接種による、分断や差別、いじめにつながるような十分な説明と配慮をすることの共通理解を図った。 ・ネットいじめ対策に関しては、児童生徒や保護者に向けて、授業参観等の機会に講演等を実施し、啓蒙活動をしている。また、ネットの世界は常に進化しているため、教員がネットいじめについて理解して、その対応方法を学ぶことや、インターネットについて最新の情報を常にアップデートしていくことが課題である。	・令和4年度は、対面での開催を予定している。また、「ネットいじめ専門部会」においても複数回の開催を予定し、ネット上におこる新たなトラブルやいじめの未然防止対策について協議していく。 ・各関係機関や団体の取組について、事前に資料にまとめ配付することによって、協議会の効率化に努める。

令和3年度県が実施したいじめ防止等における対策関連事業評価一覧

施策・事業の目的、評価の観点：「2 予防及び早期発見」

施策・事業等の名称	事業概要	担当課	施策・事業の目的、評価の観点に基づく自己評価		
			実績	成果・課題（下線部）	今後の取組の方向性（改善策等）
6 道徳教育推進プロジェクト事業	幼・小・中・高等学校の各学校段階に応じてより効果的な指導を行うため、「『いのち』のつながりと輝き」を主題として、道徳教育を推進することにより、児童生徒の道徳性を高めることを目的としている。	学習指導課	<ul style="list-style-type: none"> 県教育委員会では、小・中学校向けの道徳映像教材「ひびけ心のリコーダー」「いつのまに・・・」「手のひらの小さな世界」、高等学校向けの読み物教材集「明日への扉Ⅱ」「明日への扉Ⅲ」等により、いじめや情報モラルについて考える教材を配付し、活用を図っている。 令和3年度は、特色ある道徳教育推進校における研究事業の幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校17校の研究校を指定し、成果をまとめた道徳教育実践事例集「心豊かに」を作成し、県内の公立学校に配付して、その活用を図った。 令和3年度は、道徳教育懇談会を2回開催し、主に高等学校における道徳教育の充実に係り、有識者から意見を聴取した。 令和3年度は、高等学校向けの読み物教材集「明日への扉Ⅳ」を作成し、県内全ての高等学校に配付し、その活用を図っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度の道徳教育実施状況調査によると、県の映像教材は県内の公立小・中学校（千葉市を除く）の約72%で年間指導計画に位置付けられている。また高等学校の「道徳」を学ぶ時間では、県作成の読み物教材集と映像教材の使用率は100%となっている。研修や学校訪問などを通して、引き続き活用を促していきたい。 道徳教育実践事例集「心豊かに」には、中学校でいじめ問題を題材にした学年道徳の取組や高等学校では「感情のコントロール」を題材にした道徳教育の取組等を収録している。今後、研修や学校訪問などを通して、道徳教育実践事例集の活用を促していきたい。 道徳教育懇談会では、令和4年度から完全実施となる高等学校学習指導要領における道徳教育について有識者から意見を頂いたため、高等学校における道徳教育の充実に役立てたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 県教育委員会作成の映像教材が、更に活用されていくように、県内の公立小・中・義務教育学校、高等学校、特別支援学校の研修や学校訪問などの機会を通して、呼び掛けていきたい。 特色ある道徳教育推進校については、令和3年度から新規に幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校17校を指定し研究を推進した。令和4年度には、全校が県作成の教材等を活用した授業公開を行う予定である。 各種研修会等をとおして、令和2年度作成の道徳教育実践事例集「心豊かに」、令和3年度作成の「明日への扉Ⅳ」の活用を促し、各学校において「考え、議論する道徳」の授業が充実するように推進していく。 令和4年度から完全実施となる高等学校学習指導要領における道徳教育について、高等学校道徳教育推進教師研修会で周知し、高等学校における道徳教育の更なる充実を図ってきたい。
7 いのちを大切にするキャンペーン	児童生徒の主体的な活動や、保護者・地域住民・青少年健全育成団体・福祉施設等との連携による取組を通して、児童生徒の生きる力や自分と他者との命を大切にすることを促すとともに、「いじめや暴力行為（児童虐待、DVを含む）等の人権侵害は許されない行為である。」という意識を高めるため各学校において取り組むこととしている。	児童生徒安全課	<ul style="list-style-type: none"> 各学校において「児童等自らがいじめに関する問題を主体的かつ真剣に考えることができる取組、児童等が互いに良好な関係を築くことができる取組」との視点を重視し、一学期中を強化期間として、各学校が実態に応じ適切な時期に実施するよう促した。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒と保護者向けにそれぞれ「いじめ防止啓発リーフレット」と児童生徒向けに「いじめ防止啓発カード」を各学校等に配付し、いじめ防止に向けた児童生徒の主体的な活動の推進に努めることができた。 SOSの出し方に関する教育については、4月中に実施するようにしているが、児童生徒が安心して悩み等を相談できるよう、今後も学校の相談体制充実を図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> いのちを大切にするキャンペーンは、いじめ防止啓発強化月間の取組に位置づけ、多くの学校でいじめをテーマとして取り組むよう、各種会議で周知に努める。 SOSの出し方に関する教育を、県独自資料等を活用し、いのちを大切にするキャンペーン内で、4月中に必ず実施することと併せ適切な時期に実施するよう各校へ依頼していく。 新型コロナウイルス感染症に係る対応の長期化により、児童等にストレスが蓄積していることが予想されることから、問題行動の未然防止や早期発見のための教育相談体制の充実にも努めるよう各校へ依頼していく。
8 豊かな人間関係づくり実践プログラムの活用の推進	「豊かな人間関係づくり実践プログラム」は、県教育委員会が作成した「あいさつ」「助け合い」「コミュニケーション能力」等、人間関係づくりに必要な基本的な力を育むことをねらいとした小・中学校9か年にわたる体系的なプログラムである。各小・中学校の実態に合わせ必要に応じて活用する。	児童生徒安全課	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年度に「豊かな人間関係づくり実践プログラム」として開発され、義務教育9年間（各学年4時間分）のピアサポートの手法を活用した台本レベルの授業案と教材から構成されている。 活用状況については、平成29年度の実績で小学校90.6%、中学校70.1%の活用率となっている。授業を実践している教員の感想としては、周りの人の気持ちを考えることや自分を大切にすることを教えながら授業を進められるとの意見があり思いやりの心を育むことやコミュニケーション能力の育成の一端となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 授業案や教材や台本が県のホームページからダウンロードでき、たいへんわかりやすい構成になっており、ベテランも若手も同じように指導できる。 学級集団づくりや人間関係の改善を図るため有効であり、いじめ防止の授業にも活用できる。 「豊かな人間関係づくりプログラム」を実施する時間の確保は大きな課題となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校現場は、年間計画に沿って教育活動が実施されるが、様々な課題がある中で、対応することが多く、何を優先するかを取捨選択する必要性を感じている。標準時数を越えた授業時数の増加が伴うため、働き方改革の観点からも本プログラムの実施については、学校の実態に合わせ、必要に応じて実施できるようにしていく。
9 いじめ対策等生徒指導推進事業	支援事業をとおして、不登校児童生徒等の早期発見・早期支援及びより一層きめ細かな支援を行うための学校、家庭、関係機関等のネットワークづくりを行っている。	子どもと親のサポートセンター	<ul style="list-style-type: none"> 学校・関係機関支援や不登校児童生徒支援チームでは、所員や不登校児童生徒支援チームを派遣し、学校や関係機関が抱える生徒指導上の諸課題の解決に向けての援助・指導・助言などを行った。 教育相談ネットワーク連絡協議会では、研究協議や事例研究等をとおして、教育相談及び不登校児童生徒支援に携わる機関や担当者の資質・力量の向上と連携強化を図った。 サポート広場やサポートセミナー、サポルーム等の事業をとおして、子供の社会性の自立に向けた支援をするとともに、保護者に子供とのよりよい関わり方を考えたり、中学校卒業後の進路についての情報を提供したりするセミナーを実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校・関係機関支援や不登校児童生徒支援チームでは、学校や関係機関のニーズに合わせた講師を派遣することで、教職員の資質・力量の向上に努め、効果を上げている。 サポート広場やサポートセミナー、サポルーム等の事業については、参加者から高い評価を得ている。一方、遠方の子供や保護者から「参加しにくい」との声があるので、今後も地域に向いて事業を実施していく。 	<ul style="list-style-type: none"> 県内各地に向いて事業を実施し、当センターに来られない子供や保護者を支援する。 特にサポート広場（地域開催）と進路選択サポートセミナー（地域開催）を、教育事務所や市町村教育委員会と連携して運営し、地域主催による地域の特色を生かした事業の実施につながるよう努める。 福祉機関（児童相談所、市町村福祉担当課等）とのネットワークの構築や県総合教育センター特別支援教育部との連携支援を充実させる。

令和3年度県が実施したいじめ防止等における対策関連事業評価一覧

施策・事業の目的、評価の観点：「2 予防及び早期発見」

	施策・事業等の名称	事業概要	担当課	施策・事業の目的、評価の観点に基づく自己評価		
				実績	成果・課題（下線部）	今後の取組の方向性（改善策等）
10	不登校児童生徒支援事業	不登校児童生徒及び保護者等への適切な対応と支援を行う。また、これら不登校児童生徒及び保護者の居場所づくりや進路等に関する情報提供を行う。	児童生徒安全課	<p>・不登校児童生徒支援推進校を125校(小学校2校、義務教育学校2校、中学校121校)指定した。校内不登校児童生徒支援教室へは、1,381名(1校当たり平均11.1名)の児童生徒が通級しており、そのうち、553名の児童生徒が原籍学級へ復帰することができ、復帰率は40.0%となった。また、校内不登校支援教室通室者数は、前年度に比べ、197名増え、1.17倍増となった。</p> <p>・地区不登校等児童生徒支援拠点校を12校指定し、訪問相談担当教員を1名ずつ、当該校へ配置した。訪問相談担当教員への相談・援助件数は、前年度に比べ、280件増え、11,059件となった。また、関わった不登校児童生徒数は、770名となった。そのうち、350名が好転した。</p>	<p>・不登校児童生徒支援推進校において、校内不登校児童生徒支援教室を利用する児童生徒が増えており、支援教室における個々の状況に合わせた活動等をおして不登校及び不登校傾向にある児童生徒に対する適切な支援を行うことができた。また、<u>原籍学級復帰に向けて状況が改善された人数が増加し、復帰率も改善したが、更なる充実に努める必要がある。</u></p> <p>・訪問相談担当教員において、家庭訪問等を通じて不登校等の児童生徒とその保護者等に対して、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指すための相談・援助を実施したことにより、関わった不登校児童生徒の約45%が好転した。しかし、需要は増えている一方、<u>広範囲の活動にもなることから、訪問相談担当教員の負担は大きくなっている。</u></p>	<p>・不登校児童生徒支援推進校において、引き続き、各教育事務所と協力して、推進校を訪問し、好事例等の把握に努め、推進校以外の学校に紹介していく。</p> <p>・訪問相談担当教員において、在籍する学校の校長が変わった場合には、年度当初に県と各教育事務所の担当で学校を訪問し、負担軽減に繋がるよう、校長に訪問相談担当教員の仕事の説明を行うなどして、理解を得る。</p>
11	スクール・サポーター制度	スクール・サポーターは、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の児童生徒を対象とした非行防止や立ち直り支援、学校における児童生徒の安全の確保」などを目的とし、主として、非行問題等を抱える学校からの要請に基づいて派遣し、「対象児童生徒等への指導及び助言」、「学校等が実施する学校内外のパトロール活動への支援」など、学校への支援活動を行っている。	県警本部	<p>・令和3年度中、スクール・サポーターを派遣した学校数は、21校(中学校10校・小学校11校、前年度比+7校)であり、各校において対象生徒等への指導・助言や、学校内外のパトロール活動の支援を実施した。</p>	<p>・<u>学校派遣活動は、小学校、中学校ともに前年比で増加しており、いじめ問題等の解決に至るまでの期間が長期化していることから、問題を抱えた学校への支援体制を拡充する必要がある。</u></p>	<p>・関係部局の理解を得ながら、今後もスクール・サポーターの増員を図り、いじめ問題等を抱えた学校に対する支援体制の拡充を行っていく。</p>

令和3年度県が実施したいじめ防止等における対策関連事業評価一覧

施策・事業の目的、評価の観点：「2 予防及び早期発見」

	施策・事業等の名称	事業概要	担当課	施策・事業の目的、評価の観点に基づく自己評価		
				実績	成果・課題（下線部）	今後の取組の方向性（改善策等）
12	SOSの出し方に関する教育の実施	自殺総合対策大綱の中で、学校が推進すべき教育内容として、「SOSの出し方に関する教育」が示されており、各学校でSOSの出し方に関する教育を実施することで、児童生徒が、危機に直面した際、援助希求行動がとれ、適切な相談機関に相談ができるように促す。	児童生徒安全課	<ul style="list-style-type: none"> 県独自資料等を活用し、いのちを大切にするキャンペーン内で、4月中に実施するよう、関係機関へ3月に依頼した。 各研修会で、「SOSの出し方に関する教育」について、説明を行い、周知を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> 自殺者数の多い時期等を分析し、SOSの出し方教育の実施時期や個人面談機関の設定時期が適切なものとなるよう、また、教職員の受けとめる体制を整えるよう各研修会で促した。 	<ul style="list-style-type: none"> 県独自資料等を活用し、いのちを大切にするキャンペーン内で、4月中及び適切な時期に実施するよう、引き続き、関係機関へ2・3月に依頼する。 SOSの出し方教育の指導資料について、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用を促進を図るための資料を新たに追加するなど、改訂を図ったところである。
再掲1	教育相談事業	子供（小・中・高校生など）、保護者、教職員に対して専門的な立場から教育に関する相談を実施する。「学校生活に関すること、心や身体のこと、その他進路や適性に関すること等、個々の状況に応じて、本人及び保護者や学校・教職員に対し、相談活動を通して適切な支援を行う。」各相談機関とのネットワークを構築し、相談者の様々なニーズに対して、より適切な支援・援助を行うための総合窓口とする。	子どもと親のサポートセンター	<ul style="list-style-type: none"> 子供（小・中高校生など）、保護者、教職員に対し、電話相談・来所相談・Eメール・FAX相談により支援・援助を行ってきた。 相談総数21,973件のうち、いじめを主訴とする相談件数は324件（+27件）で、電話相談が279件（△1件）、来所相談が30件（+30件）、Eメール相談が15件（△2件）であった。来所相談で、主訴が「いじめが背景にある不登校」は、108件（+71件）であった。 ※（）内は昨年度比 電話相談のうち、いじめを主訴とする相談対象者の内訳は、小学生が127件、中学生が70件、高校生が55件、その他が27件であった。 来所相談のうち、いじめを主訴とする相談対象者の内訳は、小学生が30件、中学生が0件、高校生が0件、その他が0件であった。 子どもと親のサポートセンターでは、教育相談の総合窓口として、必要に応じて学校や関係機関と連携し、予防及び早期発見につながるよう、適切な対応を行ってきた。 	<ul style="list-style-type: none"> いじめを主訴とする相談件数は、増加している。特に、「来所相談」で増加しており、相談対象者は、小学生が一番多い。相談電話については、県民、保護者、教職員（学校）に対して、「子サポ・フリーダイヤル」の周知が進んできたと考えられる。今後も教育相談事業、「子サポ・フリーダイヤル」に関しては更なる周知が必要である。 子どもと親のサポートセンターの電話相談担当の会計年度任用職員を対象に、学校におけるいじめの対応、捉え方について研修を行い、的確に対応できるようにしている。 いじめを主訴とする相談について、学校・関係機関とのよりよい連携について今後も検討が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 県民、保護者、教職員を対象としている休日開放事業（教育相談講演会1・2）で資料（リーフレット）を配付したり、相談事業の説明を行ったりする等、県民、保護者、教職員への広報活動を推進していくことで教育相談事業の周知徹底をする。 教職員（学校）を通じて児童生徒、保護者への教育相談事業内容の周知のため、教職員対象の教育相談研修等の研修事業の際には詳しく丁寧な説明を徹底して広報活動を行う。 校長・教頭の新任管理職研修において教育相談の重要性を投げかけ、校内教育相談体制の更なる構築に向けた意識の高揚を図る。 「いじめ」が認められる主訴の相談に対しては、保護者からの話を丁寧に聞き取り、速やかに学校等関係機関との連携が取れるように担当相談員と所員との報告・連絡・相談体制を確認・強化し、関係機関との連携をより推進していく。
再掲2	24時間子供SOSダイヤル電話相談	学校生活に関すること、心や身体のこと、その他進路や適性に関すること等について、児童生徒、保護者や教職員に対し、休日・夜間を含めた24時間の電話相談を実施する。子どもと親のサポートセンターで平日8時30分～17時15分まで実施しているため、その他の時間帯は外部に委託する。	子どもと親のサポートセンター	<ul style="list-style-type: none"> 電話相談総件数は、10,340件（+555件）で、子供からの相談が1,749件であった。電話相談総件数のうち、24時間子供SOSダイヤルからの電話相談は2,710件（△882件）であった。 ※（）内は昨年度比 	<ul style="list-style-type: none"> 電話相談の相談件数は増加している。「子サポ・フリーダイヤル」とともに「24時間子供SOSダイヤル」の電話番号が児童・生徒に周知されてきたことがうかがえる。 主訴としては、「子育て・しつけ」が昨年度に引き続き一番多く、次いで「不登校・不登校傾向」、「家庭問題関係」となっている。 相談事例に応じて電話対応方法を再検討し、子どもと親のサポートセンター担当者と委託業者間で共通理解を図りながら対応することができた。 複雑化、多様化する相談内容への対応について、更に共通理解を図ることが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 相談者のニーズに応じた相談事業が実施できるよう、相談状況を踏まえて、電話相談対応マニュアルの見直しを行う。 リポーターや学校への抗議（いじめ問題を含む）等丁寧に対応していく。緊急性がある場合や個人が特定できている場合は、必要に応じて関係機関との連携を推進していく。 委託業者の相談員の対応について担当者間で毎日情報を共有するとともに、委託業者との定例会を設け課題について協議する。
再掲4	ヤング・テレホン	本部少年センター内にフリーダイヤル回線による相談窓口（ヤング・テレホン）を設置し、主に非行問題や犯罪被害等の悩みや問題を抱える少年や保護者からの電話相談を受理し、適切な助言・指導を行っている。	県警本部	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度中、289回の相談を受理した。（前年比－13回） 	<ul style="list-style-type: none"> 相談受理件数は、前年と比較して減少したが、依然として高水準である。 いじめの要因となり得る、友人関係や精神的な悩み等の相談に対し適切な助言・指導等に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> 広報等を通じて相談窓口についての周知を図ることで、利用を促し、いじめの早期発見に努める。

令和3年度県が実施したいじめ防止等における対策関連事業評価一覧

施策・事業の目的、評価の観点：「3 人材の確保及び資質の向上」

	施策・事業等の名称	事業概要	担当課	施策・事業の目的、評価の観点に基づく自己評価		
				実績	成果・課題（下線部）	今後の取組の方向性（改善策等）
13	各種会議等の開催（指導主事会議、生徒指導連絡協議会、学校人権教育研究協議会、特別支援学校生徒指導主事連絡協議会）	各教育事務所の生徒指導担当指導主事や県立学校の生徒指導主事及び人権教育の担当教諭等を招集し、定期的な会議を実施して、事例研究や最新の情報の共有等を行う。	児童生徒安全課	<p>・各教育事務所の生徒指導担当指導主事の会議を5回予定していたが、新型コロナウイルス感染症蔓延防止のため、うち1回をオンラインで実施した。</p> <p>・公立高等学校の生徒指導主事の協議会を2回計画したが、1回目はオンラインとし、2回目を12月に集合形式で実施した。生徒指導規程の運用、見直し等について、文部科学省から出されている「生徒指導提要」の内容を踏まえ各学校に説明した。</p> <p>・各市町村教育委員会の学校人権教育担当者、公立幼稚園・認定こども園・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校の人権教育担当者、各教育事務所の学校人権教育担当指導主事等を対象とした各種学校人権教育研究協議会等を開催した。</p>	<p>・生徒指導担当指導主事会議は、オンライン開催の1回を含め、各会議では、いじめ防止対策、不登校児童生徒支援、スクールカウンセラー等の活用及び自殺予防等について、議論を深めることができた。</p> <p>・高等学校の生徒指導主事協議会では、生徒指導規程の見直しについて、学校は、児童生徒の実情等を加味し、<u>絶えず積極的に見直す必要があること及び、見直す際には、生徒や保護者が話し合う機会を設けたり、アンケートを実施するなど、生徒や保護者が何らかの形で参加する必要があること</u>について、丁寧に説明するとともに、さらに、県教育委員会では、各学校から、保護者や生徒から寄せられた意見の集約を図るなど、徹底を図ることができた。</p> <p>・学校人権教育の推進目標及び重点事項の啓発や喫緊の人権課題についての情報を共有するなど、学校人権教育の全県的な推進を図った。</p> <p>・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」や「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する法律」及び「部落差別の解消の推進に関する法律」といった人権教育に係る法律が施行されている。「障害者」「外国人」「同和問題」等が学校の中でも喫緊の課題になっており、<u>偏見や差別によるいじめが発生しないよう学校としての組織的な取組をより一層推進していく必要がある。</u></p>	<p>・各協議会において、いじめ問題の対応力を高めるため、いじめ重大事態の事例を踏まえた具体的なテーマ等を設定するなどして、協議内容の一層の充実を図る。</p> <p>・令和4年度第1回目の高等学校生徒指導主事協議会で、インターネットの専門家を講師として招き、「授業を通じた情報モラルの指導と青少年の窓口」と題した講話を実施し、情報モラル教育の普及に努めたところである。</p> <p>・管理職や人権教育担当者に対し、人権感覚を高めるためのワークショップや参加体験型の実践的な人権教育の研修や様々な喫緊の人権課題に応える研修のより一層の充実を図る。</p> <p>・学校人権教育の推進目標及び重点事項の啓発や喫緊の人権課題について、講演及び協議等をとって各学校に共通理解を図る。</p>
			特別支援教育課	<p>・特別支援学校生徒指導主事連絡協議会において、各学校の喫緊の課題について協議することで、具体的な対応策等の情報共有につながり、参加者の理解を深めることができた。</p> <p>・特別支援学校において、最も多いいじめの態様は、「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句等」であり、高等部においては、<u>ネットトラブルや性に関する生徒指導上の課題が増加している。今後も引き続きこうした課題への対応力を高める必要がある。</u></p> <p>・各学校のいじめの認知、指導体制の点検・整備など、<u>いじめ防止策についての理解を、より一層深める必要がある。</u></p>	<p>・特別支援学校生徒指導主事連絡協議会において、引き続き喫緊の課題に関する協議や、最新情報の提供を通して、各学校のいじめ対策を含めた生徒指導のより一層の充実が図られるよう指導する。</p> <p>・いじめ等の案件に関しては、早期解決が図られるように、警察等の関係機関との連携を密にすること、組織的・計画的な支援体制を整備することなど各学校の対応力が高まるように指導する。</p> <p>・生徒指導上の課題解決に向けて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用し、具体的な支援方法や事例について情報共有を図る場を設ける。</p>	

令和3年度県が実施したいじめ防止等における対策関連事業評価一覧

施策・事業の目的、評価の観点：「3 人材の確保及び資質の向上」

	施策・事業等の名称	事業概要	担当課	施策・事業の目的、評価の観点に基づく自己評価		
				実績	成果・課題（下線部）	今後の取組の方向性（改善策等）
14	研修事業	(情報モラル教育への講師派遣) 教職員のインターネットに関する知識の習得、道徳教育をととした情報モラル教育の効果的な指導方法を身に付けることや、児童生徒及び保護者への情報モラルの啓発を目的として、各学校等で実施する情報モラル教育研修・講演に講師を派遣する。	児童生徒安全課	<ul style="list-style-type: none"> 県立学校4校、市町村立小・中学校及び教育委員会等67校、合計71校で研修を実施した。 受講者数は、講演が約13,000名、研修は約600名であった。 	<ul style="list-style-type: none"> 各校へ最新の知見と経験、指導・啓発力を備えた10名の講師を派遣し、インターネットの正しい使い方、SNS上のトラブルやいじめの未然防止等について、教職員や児童生徒、保護者を対象に情報モラル教育研修を行った。 2度の再募集をかけたが、県立学校において申請数が少ないため、情報モラル教育の重要性をさらに周知していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒向けの情報モラルに関する講演と教職員を対象とした情報モラル教育研修への講師を、小・中・義務教育・高等学校、特別支援学校、合わせて100校(県立学校30校、市町村立学校70校)に派遣できるよう進めていく。 夏季休業前の6月より講師派遣ができるよう調整することができた。 高等学校生徒指導推進研究協議会において、情報モラル教育研修の講師に講演していただき、県立高等学校への情報モラル教育の普及を図ったところである。
		(総合教育センターの研修事業) 全校種の初任者研修・中堅資質向上研修、新任校長研修、新任教頭研修等の悉皆研修及び教務主任等企画・運営リーダー研修等の推薦研修など、キャリアステージに応じて、いじめ防止・対応についての研修を実施している。	総合教育センター	<ul style="list-style-type: none"> いじめ問題への対応に特化した研修をキャリアステージに応じて12事業実施し、参加延べ人数は3,602人であった。また、その他情報モラル研修、人権教育や子供の生活の変化を踏まえた学校や家庭で起こる様々な課題への対応について等の研修を17事業で取り上げ、いじめの未然防止や人間関係作り、保護者対応や連携等、いじめ問題に関連した研修を実施している。 学校支援事業(情報モラル関係)として、県内小学校の研修会講師として児童・生徒、教職員、保護者219名に指導助言を行った。 情報モラル研修は初任研の対象者全員に対し、SNS利用で気を付けることなどをテーマに教材を利用した実践的な研修を実施した。また、教育情報化推進リーダー研修やメディア教育指導者研修でも項目として取り上げた。新型コロナウイルス感染症の影響でオンライン・eラーニングが中心の研修となった。 	<ul style="list-style-type: none"> いじめ・不登校の対応に特化した具体的な事例を含めた研修をステージⅠ【成長期】、ステージⅡ【発展期】の経験1～10年の教員研修で取り上げ、いじめの未然防止、早期発見・対応の理解を深め、若手教員の力量を高めている。研修後のレポートには「いじめを未然に防ぐために校内体制や環境を整えることの大切さや各機関と連携し組織で動くことの大切さを改めて認識した」との声が多くあがった。やむを得ず、資料配信となった研修があった。グループ討議を取り入れ、より深い学びの場とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもたちの発達段階や現代的課題に即した内容となるよう研修を充実させていく。また、実践例をもとに課題検討、グループ討議を行い、より実践力を高められるよう研修の質の向上を図る。また、ステージⅡの研修参加者には、研修での学びを、校内、保護者、地域へ還元し、いじめ防止への取り組みを強化する。 令和4年度より、5月の早い時期に行われる全ての校種の中堅教諭等資質向上研修、さらに、メディア教育におけるクラウド活用関係の希望研修で、情報モラルについて取り上げる予定である。

令和3年度県が実施したいじめ防止等における対策関連事業評価一覧

施策・事業の目的、評価の観点：「3 人材の確保及び資質の向上」

	施策・事業等の名称	事業概要	担当課	施策・事業の目的、評価の観点に基づく自己評価		
				実績	成果・課題（下線部）	今後の取組の方向性（改善策等）
14	研修事業	(生徒指導・教育相談に関する研修) 生徒指導リーダー育成研修や不登校の子供を支援する実践研修、教育相談基礎研修・上級研修・教育相談コーディネーター研修において、いじめ問題をテーマに具体的な事例を扱うなどの研修を実施している。	子どもと親のサポートセンター	・いじめを予防する手立てとして、構造的グループエンカウンター等を学ぶ機会を設定し、学校現場での集団づくりに役立つ研修とした。 ・いじめが起こってからの対応(事後対応)だけでなく、いじめの未然防止に視点を置いた内容を扱った。 ・いじめ防止対策推進法を生かす教育相談体制づくりについての内容を扱った。	・より幅広い視点からいじめ対応について理解できる研修を企画・運営した。 ・班別研修では、「いじめの理解と対応」「いじめ問題の予防」「校内支援体制の充実」について学び、学校の実態に合わせたいじめ対応について考えることができた。	・問題解決型の研修内容から、開発・予防的な視点の研修を増やす。 ・講師との事前打合せを密にしながら、受講者のニーズに合ったよりよい研修を企画・運営する。
		(いじめ防止対策・不登校児童生徒支援研修会及び児童生徒の自殺予防対策研修会) (目的) ・学校管理職として必要ないじめ問題や児童虐待に関して理解を深める。 ・いじめ問題や児童虐待に関する法的対応についての理解を深める。 ・不登校児童生徒の支援の在り方等についての認識を深めるとともに、組織的な支援体制づくりに生かす。	子どもと親のサポートセンター	・令和3年度は、千葉市を除くすべての公立小・中・義務教育・高等・特別支援学校の管理職(約1,200名)を対象に実施した。新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、動画配信により研修を実施した。	・いじめ防止対策推進法や県いじめ防止対策推進条例に基づく、学校での具体的な対策方法や危機管理の在り方等の内容を扱った。 ・千葉市を除くすべての公立小・中・義務教育学校・特別支援学校の管理職にいじめを積極的に認知し、早期に対応するという考え方を伝えることができた。	・令和4年度からは、これまで行っていた「いじめ防止対策・不登校児童生徒支援研修会」と「児童生徒の自殺予防対策研修会」を統合、内容を整理し「管理職資質向上研修」として実施する。 ・研修テーマとして、いじめ重大事態、自殺予防、不登校児童生徒支援の3つを扱い、管理職(学校)の組織対応力の向上を目指す。
		(支援者対象の研修) 訪問相談担当教員研修、SSW研修、SC等全体研修・連絡協議会をとおして、不登校等で困難を抱える子どもや保護者を支援する者の資質・力量の向上を図っている。	子どもと親のサポートセンター	・訪問相談担当教員研修を6回、SSW研修を5回実施した。事例研究や協議・情報交換を通して、個々の資質向上を図ることができた。 ・SC等全体研修・連絡協議会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、対象を新規採用者及び2年目のSC・SSWに絞って実施した。また、動画配信により研修を実施した。	・講師による専門的な話だけでなく事例研究、協議・情報交換を行い、より実践的な研修にすることができた。 ・SC等全体研修・連絡協議会では、 <u>新型コロナウイルスの影響により対象者を絞って実施することになった。</u>	・令和4年度は、SC等全体研修・連絡協議会の対象をすべての県配置のSC・SSW(約480名)とし、集合研修の形で実施する。 ・今後、ますますSC・SSWの採用が増えていくことが予想される。SC・SSWの資質向上が一層図れるよう研修や協議会の内容について考えていく。
15	教育相談等講師紹介事業	生徒指導上の諸課題解決のために、教職員や保護者及び教育関係者が発達に即した子ども理解を深め、子供との関わりを学び支援することを目的とし、学校等が行う生徒指導、教育相談及び家庭教育に関する研修会等に講師を紹介する。	子どもと親のサポートセンター	・専門的な知識や技能を持った大学教授、精神科医、民間人、SC等、60名が講師として登録している。 ・令和3年度は、11件の活用があり、教職員の研修(事例検討等)に活用された。	・本事業の前身である「スクールアドバイザー事業」に比べ、実績は大きく減少している。学校等が、前年度と同じ講師を依頼する場合には本事業を利用しないことが考えられる。また、 <u>予算がついていないにもかかわらず、講師登録に係る経費等が必要となっていること等から、他の行事に組み込み実施するとともに、事業の継続方法について検討する必要がある。</u>	・令和4年度は、平成30年度末をもって廃止となったスクールアドバイザー事業の後継として、講師の紹介等を継続していく。予算はついていないため、学校・関係機関支援に組み込み実施する。
16	いじめ・不登校等生徒指導の充実のための教員加配、非常勤講師の配置	いじめ・不登校等の問題行動に対応し、学校における生徒指導の充実を図ることを目的として、教員の加配、非常勤講師の配置を行う。	教職員課	・令和3年度は、国から措置される定数と県単独の定数を活用して、いじめや不登校など、児童生徒の問題にきめ細かな対応をするための教員を、全学校種で298名を配置した。また、生徒指導の充実のための非常勤講師を状況に応じて適宜配置した。	・適応指導教室指導員や担当教員、加配教員、担任がより密接に連携することで、継続的な指導に努め、問題を抱える児童生徒の状況改善に努めている。 ・ <u>人的措置について、各市町村からあがってくる要望数のすべてには応じきれしていない。</u>	・教職員定数は、国が措置することが基本であることから、今後も、様々な機会を通じて、国に定数改善の要望をしていく。

令和3年度県が実施したいじめ防止等における対策関連事業評価一覧

施策・事業の目的、評価の観点：「3 人材の確保及び資質の向上」

施策・事業等の名称	事業概要	担当課	施策・事業の目的、評価の観点に基づく自己評価		
			実績	成果・課題（下線部）	今後の取組の方向性（改善策等）
17 特別非常勤講師配置事業 (臨床発達心理士等含む)	特別支援学校では、児童生徒の障害の重度・重複化、多様化が顕著であるため、一人一人の教育的ニーズに対応した適切で、専門的な支援・指導の一層の充実が必要である。教員免許状は有しないが、各種分野において優れた知識や技術を有する社会人から指導・支援、心理的なケアを受けられるよう、特別非常勤講師として特別支援学校に配置し、教科の一部又は自立活動を担当し、指導と評価を行っている。	特別支援教育課	・令和3年度は、30校に60名の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士等の専門家を配置し、専門的な立場から、自立活動等に関する指導、評価を得て、一人一人に応じたより適切な指導・支援につなげるとともに、教員の専門性の向上を図った。	・60名のうち、臨床心理士5名を配置したことにより、心理的なケアが必要とされる児童生徒への関わり方について、専門的な指導助言を受け、教職員の知識や指導力の向上につなげることができた。	・教職員の専門性の向上に向け、専門家の配置をした学校は継続し、配置をしなかった学校については、事業の周知と配置した学校での具体的な指導・支援について、情報共有を図っていく。 ・いじめの案件が確認された際の児童生徒の心理的なケアのために、県精神保健福祉センターや県子どもと親のサポートセンターなどの機関と連携して対応していけるように学校に周知していく。
18 いじめ防止対策等推進事業 (スクールカウンセラーの配置)	いじめや不登校等の問題行動に対応し、学校におけるカウンセリング機能の充実を図ることを目的として、心理臨床の専門家をスクールカウンセラー(SC)として学校に配置する。	児童生徒安全課	・千葉市を除く全公立中学校(312校)及び県立高等学校89校のスクールカウンセラー配置に加え、小学校の未配置校466校へ月一回スクールカウンセラーを配置し、拡充を図った。また、教育事務所等に11名を配置し、中学校重点校として5校(各教育事務所管内に1校ずつ)は、スクールカウンセラーを週2日配置とした。高等学校においては、ペア化を図り、未配置校への対応をしやすいとした。	・令和2年度に小学校の相談件数が大きく増加したことから、6月補正予算で9月から小学校未配置校466校に月1回程度配置することができた。 ・未配置校であった小学校には、月1回の配置を行ったものの、配置時間が短く、対応できる人数も限られる状況である。 ・スクールカウンセラーの増員に伴う人材確保については、今後の課題であるが、公認心理士協会に協力を得るなどした結果、前年度の1.6倍の志願者が集まった。	・小学校の月1配置校を隔週配置にし、高等学校の未配置校にスクールカウンセラーを配置できるよう、配置の充実を図っていきたい。 ・高等学校においては、未配置校対応校のグループ化を図り年間16回派遣する体制とした。 ・公認心理士協会に協力を得るなどし、スクールカウンセラーの人材の確保に努めていきたい。
19 スクールカウンセラー配置校 (私立学校)への支援	いじめや不登校等について児童生徒、保護者、教職員の抱える悩みを受け止め、個々の事案について適切に支援・対応するために、私立学校における教育相談体制を整備する。従来の学校におけるカウンセリング等の機能の充実を図るために、学校の養護教諭の他に外部の専門性をもった臨床心理士などの児童生徒の内面的な問題に関する専門家を「スクールカウンセラー」として配置し、教育相談体制を整備し支援機能の充実を図る。	学事課	・スクールカウンセラーを配置している私立小・中・高等学校に対して補助金を交付し、校内教育相談体制の充実を図った。私立学校64校に対して69,042千円を交付した。	・いじめや不登校等について、学校側の初期対応が不十分なため、事態が悪化する場合がある。そのため、教育相談体制を充実させ、スクールカウンセラーの活用をさらに促す必要がある。	・緊急時におけるスクールカウンセラーの配置について、教育庁と連携を図り、私立学校による対応をより支援できるようにしたい。 ・定期的に事業の活用を周知するとともに、不登校児童生徒支援チーム等関係事業についても周知する。
20 いじめ防止対策等推進事業 (スクールソーシャルワーカーの配置)	課題を抱える児童生徒の置かれた環境への働きかけを支援するスクールソーシャルワーカー(SSW)を配置している。	児童生徒安全課	・令和3度当初は、小中学校に18校、高校に21校(地域連携アクティブスクール4校含む)計39校と、教育事務所5か所に配置した。さらに、9月には、勤務時数の追加や教育事務所5か所に2名ずつ計10名を追加配置した。 ・スクールソーシャルワーカーは、各学校等の求めに応じて、課題を抱えた児童生徒に対し、児童生徒が置かれた環境の課題への働きかけや関係機関等の連携・調整を行った。具体的には、ケース会議で福祉的な立場からの支援方法を提案したり、関係機関を訪問し連携できる内容を確認した。	・9月から各教育事務所に2名ずつの計10名を増員したことで、課題を抱える児童生徒の掘り起こしにつながったとも考えられ、令和3年度の相談件数が37,145件となり、前年より22,577件増加した。 ・地域によって、まだ学校数や相談件数に差があり、対応しきれない地域があるため、バランスのよい配置にする必要がある。 ・令和4年度は、新規採用が13名、2年目が10名となり、スクールソーシャルワーカーとしての資質や経験に違いが見られることが予想される。	・担当する地域や学校数等に配慮したバランスのよい配置に努め、教育事務所へ配置したスクールソーシャルワーカーをより効果的に活用した柔軟で機動力のある支援に努める。 ・スクールソーシャルワーカーの資質の向上のための研修会を年7回実施し、専門的なスキルや事案に応じた対応力の向上を図る。 ・市雇用のスクールソーシャルワーカーとの情報共有会を行い、児童生徒への相談・支援の充実に向けた連携を進める。

令和3年度県が実施したいじめ防止等における対策関連事業評価一覧

施策・事業の目的、評価の観点：「3 人材の確保及び資質の向上」

施策・事業等の名称	事業概要	担当課	施策・事業の目的、評価の観点に基づく自己評価		
			実績	成果・課題（下線部）	今後の取組の方向性（改善策等）
21 地域連携アクティブスクールの設置（スクールソーシャルワーカーの配置）	「県立学校改革推進プラン」に基づき、地域の教育力を活用して自立した社会人を育成する地域連携アクティブスクールに社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、生徒の相談に応じるとともに関係機関と連携した援助を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、きめ細かな支援体制を整備する。	児童生徒安全課	<ul style="list-style-type: none"> これまでどおり県内の地域連携アクティブスクール4校にそれぞれ1名ずつスクールソーシャルワーカーを配置した。 様々な課題を抱える生徒に対して、生徒本人と向き合うだけでなく、家庭や行政、福祉関係施設など、外部関係機関等と連携しながら、生徒を取り巻く環境に働きかけるなど、より多面的に支援を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> スクールソーシャルワーカーとともに、スクールカウンセラーも配置しており、心理的サポートと福祉的サポートを行うことができています。 令和3年度の4校の相談件数の合計は1,334件であり、前年より283件増加し、課題解決にあたり継続的な支援を行っている。 様々な課題を抱える生徒が多く在籍しており、継続的な支援が必要であるため、<u>更に支援の充実に努める必要がある。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 多様化・複雑化する様々な課題に対応できるように、地域連携アクティブスクールの設置校へのスクールソーシャルワーカーの継続配置に努めた。
再掲3 学校問題解決支援対策事業	学校等が単独で解決困難な事案に対して、弁護士、精神科医等の委員と教育庁関係課からなる「学校問題解決支援チーム」を設置し、解決に向けて指導助言するなど、学校等が安心して相談できるよう相談体制の充実を図る。また、本事業で得られた知見を生かし事例研究を実施することで、ノウハウの普及と学校問題対応能力の向上を図る研修を実施する。	児童生徒安全課	<ul style="list-style-type: none"> 本事業は、令和2年度は2件、令和3年度時は1件の会議の開催であったが、毎月各課における電話相談等の状況の報告を受け、会議の開催が必要と思われる案件については、積極的に各課や学校と連携をとり会議を開催するよう心がけた結果、令和3年度に4件の案件について協議することができた。会議では、冷静で明確な対応策等が提案され、学校の対応についての問題点が整理された。 スクールロイヤー活用事業における法律相談は、108件（前年度比40件増）の相談があった。また、県が主催する教職員を対象とした研修会の講師（13回）や、児童生徒向けの出張授業（11校）を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 運用開始からこれまでに計54件の案件について協議した。昨年度は、保護者からの、生徒のけがに対する学校の対応や、スクールバスに係るトラブルへの相談内容があった。いずれの相談についても、弁護士及び精神科医からの専門的な観点から適切な助言があり、学校は状況改善へのヒントを得ることができた。学校から会議に対する相談がまだ少ないので、<u>今後更に、本事業の周知及び活用の促進を図る必要がある。</u> スクールロイヤー活用事業においては、相談方法を対面、電話に加え、オンラインによる相談も行えるようにした結果、件数の増加につながったと考えられる。課題としては、<u>小中学校からの相談が少ないことが考えられる。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 事業の活用に向けて <ul style="list-style-type: none"> 会議開催に向けた手続きの一層の簡素化 校長会、教頭・副校長会等、機会をとらえた繰り返し周知 研修の充実 等 事案の把握に向けて <ul style="list-style-type: none"> 関係課等に向けた聞き取り調査の継続 月次調査等によるより積極的な情報収集 等 上記内容に努め、初期対応に遅れが出ることのないよう支援を継続していく。 スクールロイヤー活用事業は、小中学校の生徒指導担当者を集めた会議で、スクールロイヤーを講師とした研修を実施するなど、小中学校へのスクールロイヤーの周知に努めている。
再掲11 スクール・サポーター制度	スクール・サポーターは、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の児童生徒を対象とした非行防止や立ち直り支援、学校における児童生徒の安全の確保」などを目的とし、主として、非行問題等を抱える学校からの要請に基づいて派遣し、「対象児童生徒等への指導及び助言」、「学校等が実施する学校内外のパトロール活動への支援」など、学校への支援活動を行っている。	県警本部	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度中、スクール・サポーターを派遣した学校数は、21校（中学校10校・小学校11校、前年度比+7校）であり、各校において対象生徒等への指導・助言や、学校内外のパトロール活動の支援を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校派遣活動は、小学校、中学校ともに前年比で増加しており、<u>いじめ問題等の解決に至るまでの期間が長期化していることから、問題を抱えた学校への支援体制を拡充する必要がある。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 関係部局の理解を得ながら、今後もスクール・サポーターの増員を図り、いじめ問題等を抱えた学校に対する支援体制の拡充を行っていく。

令和3年度県が実施したいじめ防止等における対策関連事業評価一覧

施策・事業の目的, 評価の観点: 「4 啓発」

施策・事業等の名称	事業概要	担当課	施策・事業の目的, 評価の観点に基づく自己評価		
			実績	成果・課題(下線部)	今後の取組の方向性(改善策等)
22 いじめ防止対策等推進事業(いじめ防止対策等に関する啓発資料作成)	いじめ問題に関する県の取組及び具体的な事例に基づく対応、関係機関との連携等について学校現場での利用を想定した啓発資料を作成し配付する。また、家庭での子どもの見守りのポイントや相談機関の一覧等を示した保護者向け啓発資料及び、いじめの理解やいじめへの対応、相談窓口等について記載した、児童生徒向け啓発資料を作成し配付する。	児童生徒安全課	<ul style="list-style-type: none"> いじめに対する考え方や相談窓口等について記載した児童生徒向けの「いじめ防止啓発カード」(名刺サイズ、カラー印刷、発達段階に合わせた3種類)を作成し、県内全ての国・公・私立の小・中・高・特別支援学校(小・中学部)(千葉市を除く。)の小学3、6年生、中学3年生に、それぞれ必要な種類を配付した。 「保護者向けいじめ防止啓発リーフレット」を、県内の国公立の小・特別支援学校(小学部)の小学1年生の保護者に配付した。 また、発達段階に合わせた3種類の「児童生徒向けいじめ防止啓発リーフレット」を、県内全ての国公立の小・中・特別支援学校(小・中学部)小学1、4年生、中学1年生に配付した。(いずれも令和3年度入学・進級児童生徒・保護者が対象) 	<ul style="list-style-type: none"> 「いじめ防止啓発カード」は、いじめに悩む子供たちに語りかけるとともに、加害者・傍観者にならないよう呼びかけている。また、「一人で悩まないで」と呼びかけて、主な相談窓口の電話番号等を紹介している。名刺サイズのカードを全ての子供たちに配付し、常時携帯してもらうことにより、必要なときにいつでもいじめについて考えたり、相談窓口が分かることによる効果が期待できる。中学生・高校生向けのカードには、SNS相談のQRコードも掲載し、友達登録の促進にも努めた。 教職員向け指導資料集、教職員・保護者向け及び児童生徒向け啓発リーフレット、児童生徒向け啓発カードのいずれも、有効に活用してもらうため、<u>今後も継続して様々な機会に広報し、周知を図っていく必要がある。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止啓発カードには、これまでの相談窓口の周知と共に、SNS相談のQRコードを掲載することで、より多くの相談先の周知できるようにする。また、配付対象は、令和3年度より小学3年、6年、中学校3年生とし、いじめ防止啓発リーフレットの配付対象学年との重複を解消する。配付時期は夏休み前とすることで、夏季休業中の相談したい気持ちにも対応できるようにしたい。 令和5年度に入学する小学校1年生の保護者用に「保護者向けいじめ防止啓発リーフレット」を配付する。
23 「学校から発信する家庭教育支援プログラム」活用推進事業	「子どもとの会話や過ごし方」「心の成長」「いじめ」等について、親としての気づきを促す家庭教育支援資料の活用を促進し、自主的な学習機会への参加が難しい家庭や子どもの教育に関心の低い家庭、子育てに悩む家庭など、全ての家庭の教育力向上を図る。県内の公立保育所、幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校を通じて、各家庭に家庭教育支援資料を配布したり、学級懇談会での講義資料としてするなど有効的な活用を促進する。	生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> 情報モラルについて啓発していくため、令和4年3月に家庭教育資料(保育所・幼稚園・認定こども園編)(小学校編)(中学校編)の「フィルタリングの活用」について更新した。 いじめ問題の対策については、いじめのサイン発見チェックリスト等を収録した「いじめ」(小学校編)を、ネットいじめについては、「スマートフォンの使用」(小・中学校編)を活用してもらうことで、子供たちがいじめの加害者にも被害者にもならないよう啓発している。 本事業については、各市町村教育委員会を通して、各学校に周知するようにしている。 	<ul style="list-style-type: none"> 学年だよりや保護者会の資料作成に本プログラムが活用された。 より多くの教職員等が年間を通じて活用できるように、<u>効果的な周知方法等について工夫する必要がある。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 本プログラムの内容について適宜見直しを図っていく。 各教育事務所の学校訪問等を通して、各学校に直接周知を図る。 関係課が主催する会議・研修会等において、当該事業のホームページ・リーフレット等についての情報提供や担当者による説明を行い、周知を図る。
24 ウェブサイト「親子アップいきいき子育て広場」事業	生活習慣や学習習慣など、家庭で直面する問題への知識や手立てをウェブサイトに掲載し、家庭の教育力向上を図る。具体的には、家庭でいじめの予兆に気付くためのポイントやいじめを発見した際の子どもへの関わり方等を掲載した「子育て豆知識」の他、子育て失敗談、家庭学習、不登校、進路などについて、子どもの発達段階に応じた関わり方をインターネットで発信。スマートフォン・携帯電話からも利用できる。教育庁内の関係課や知事部局の子育て支援に係る課と連携して情報提供を行う。	生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> 子育てや家庭教育に関する情報を広く掲載した。 携帯電話やスマートフォンの安全な使用に関する知識や危険性について啓発する外部サイトを紹介した。 保護者への周知について、家庭教育リーフレットに紹介記事と二次元コードを掲載して一層の周知を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> 家庭教育支援や子育てに係る情報を県民に提供するため、定期的に情報の更新を図った。 市町村や各種団体や保護者へ、<u>サイトの周知に努める必要がある。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 本ウェブサイトの内容について、適宜見直しを図っていく。 家庭教育推進委員会を通して、家庭教育にかかる関係各課の取組や情報の収集・共有化を図るとともに、外部コンテンツ等へのリンクを含め、家庭教育に関連する各種取組をウェブサイトから発信する。 市町村で家庭教育に関する相談を担当している方々等が参加する研修講座において、本ウェブサイトを周知する。

令和3年度県が実施したいじめ防止等における対策関連事業評価一覧

施策・事業の目的, 評価の観点: 「4 啓発」

施策・事業等の名称	事業概要	担当課	施策・事業の目的, 評価の観点に基づく自己評価		
			実績	成果・課題(下線部)	今後の取組の方向性(改善策等)
25 人権啓発活動推進事業	児童・生徒の学校におけるいじめ、及びそれを原因とした自殺が発生しており、県としても人権啓発の観点から早急な対応が必要と考え、国(千葉地方法務局)等関係機関と連携を図り、人権啓発DVDの貸出し、人権問題講師紹介事業、スポーツ組織と連携・協力した啓発活動等を実施している。	健康福祉政策課	1 県内小・中・高等学校等への啓発DVDの貸出し: 貸出件数 27件(視聴人数5,075人) 2 人権問題研修会支援事業: 学校等への講師紹介・派遣実績 9件(参加人数2,040人) 3 スポーツ組織と連携・協力した啓発活動 (1) スタジアム啓発の実施(ジェフユナイテッド市原・千葉) 日時: 令和3年10月30日(土) 場所: フクダ電子アリーナ 内容: 啓発グッズの配布等 (2) ポスターの作成・配布 配布先: 県内小・中・高等学校等 配布数: 5,500枚 内容: 千葉ロッテマリーンズと連携し、いじめゼロ宣言「いじめゼロ みんながみんな 友達だ」のメッセージとともに、相談連絡先の周知を図った。	・人権週間を中心にいじめをテーマとしたDVDの貸出しにより、学校等においてDVDを効果的に活用した啓発活動が行われた。 ・ネットいじめに関しては、携帯端末の機器更新やSNS等の手法の多様化が日々進んでおり、DVDの内容と実態とに齟齬が生じやすい。 ・講師を紹介することにより、学校等における効果的な研修会・講演会等の実施に繋がった。 ・ポスターには、24時間子供SOSダイヤル及び子どもの人権110番(法務局)を掲載し、県内各小・中・高校等に3枚配付した。配付先におけるアンケートでは、「今後もポスター配布を積極的に行った方がよい」(約50%)、「子供たちにとって、何か相談したいと思った時のひとつの手段として活用できるようにつきやすいところに掲示しようと思う」等の意見が寄せられた。 ・昨年に引き続き、小さいサイズのポスターも配付した結果「もう少し小ぶりで、写真や文字が見やすいポスターに改良されると、なお活用しやすくなる」との意見があった。	・啓発DVDに関しては、随時ライブラリーの更新を検討する。 ・学校等の配布先の意見を聞きながら、ポスターのサイズやデザインについて検討する。
26 子ども・若者育成支援推進事業 (子ども・若者のための相談・支援機関ガイド作成、配布)	困難を有する子ども・若者を適切な支援に結び付けるため、ライトハウスちば及び各支援機関を紹介したリーフレット、ポスターを各支援機関・学校等において配付する。	県民生活課	・「ライトハウスちば」のリーフレット・ポスターや「子ども・若者のための相談・支援機関ガイド」を配付し、市町村や学校、各種支援機関等に活用や配付を依頼した。	・コロナ禍の中ではあったが、301件の面談相談を実施し、子どもや保護者に専門の相談員が悩みを聞き、必要な情報提供や助言ができた。 ・困難を有する子ども・若者やその支援者に必要な情報が伝わるよう、効果的な広報・啓発をしていく必要がある。	・市町村や学校、各支援機関の意見を聞きながら、配付先の検討などを行い、より効果的な広報・啓発に努めていく。 ・関連する報道発表等に「県の相談機関」として掲載し、周知を図っていく。
27 青少年総合対策本部事業 (青少年を健全に育てる運動ポスター作成・配布)	青少年の健全育成を目的として、国・県関係機関及び市町村等と連携してポスターの掲示等により啓発活動を行う。	県民生活課	・県内の青少年相談機関を掲載した、本運動を周知するためのポスターを2,500部作成し、相談機関や教育機関などに対して配付を行った。 ・ホームページによる広報や市町村等を通じた運動の周知に努めた。	・広く教育機関などに対して啓発することができた。 ・本運動に協力いただいている関係機関が行う「少年の規範意識の向上、非行防止」事業は、 <u>犯罪の抑止のみならず、いじめを防止する上で効果が期待できる</u> 。しかし、 <u>新型コロナウイルス感染症の影響もあり、中止や規模縮小となっている事業もある</u> 。	・令和元年度と比較すると実施された事業は減少している。青少年の健全育成のため、関係機関に本運動の趣旨を理解してもらい、協力を求めている。
28 非行防止教室	非行防止教室は、児童生徒の規範意識の向上や犯罪被害等の未然防止を目的として、小・中・高校生等を対象に学校関係者の理解と協力を得て、少年補導専門員などの警察職員を学校に派遣し、教材を使用して開催している教室であり、児童生徒の規範意識のより一層の醸成を図っている。	県警本部	・令和3年度中、非行防止教室を251回開催し、小・中・高校生等43,982人の児童生徒が受講した。(前年比+148回、+28,133人)	・少年を巡る問題は、凶悪・悪質な事件の発生やいじめ問題など、加害と被害の両面において深刻な状況にあることから、 <u>少年の規範意識の向上が一層求められている</u> 。 ・昨年度に引き続き、コロナ禍のため、職員を派遣して開催する非行防止教室等の広報啓発活動が難しい中、県警HPやYouTube等を活用した映像教材(講演形式の動画)の配信など幅広い広報啓発活動に努めた。	・少年の規範意識の向上は、犯罪の抑止のみならず、いじめを防止する上で大きな効果が期待できることから、学校の理解と協力を得て、今後とも積極的に実施する。 ・本年度も引き続き、県警HPやYouTube等の映像教材を活用した広報啓発活動を推進する。

令和3年度県が実施したいじめ防止等における対策関連事業評価一覧

施策・事業の目的, 評価の観点: 「4 啓発」

	施策・事業等の名称	事業概要	担当課	施策・事業の目的, 評価の観点に基づく自己評価		
				実績	成果・課題(下線部)	今後の取組の方向性(改善策等)
29	学校人権教育指導資料の配付(第42集) 大切な自分大切なあなたの発行・配付	指導資料が校内研修等で活用されることで、一人一人の公立学校教員の人権意識を涵養し、全ての教育活動を人権教育と言う視点で見直してもらおう。そして一人一人の児童生徒が、発達段階に応じ、人権の意義・内容等について理解するとともに、自身と他者の人権を尊重し、それを実行できるようになることにつなげる。	児童生徒安全課 人権教育班	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年度より、県内公立・幼・小・中・高・特別支援学校・義務教育学校の全ての教員に配付(45000部)するとともにHPに掲載している。 内容は、千葉県学校人権教育の推進目標・重点事項、参加体験型学習の手法、人権意識確認チェックシート、様々な人権課題、などを掲載している。3年を1サイクルとして、掲載内容を変えてきたので、3年分まとめて活用することで、各種人権課題、人権教育の手法について俯瞰することができ、多くの学校の校内研修で活用されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度より、全本務職員(教員、事務、栄養職員)に配付することとした。 リーフレットの活用状況については、毎年実施している実態調査によると、令和3年度では小中高特支いずれも100%であった。 人権教育班が所管する各種研修と併せ、一人一人の教員・児童生徒の人権意識の涵養が図られ、いじめは許されないという意識の醸成にもつながっていると考えられる。 <u>リーフレットであるため、紙数が限られ、各種人権課題について具体的方策を掲載できないという問題がある。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度も、指導資料第43集を作成し配付する予定である。 学校人権教育推進校を中心に、人権教育の優れた取組の具体的事例を紹介する。
30	教育広報	県教育委員会が所管している広報媒体を活用し、県教育委員会が行っているいじめ防止のための取り組みを紹介し、広く県民に対し周知を図る。	教育政策課	<ul style="list-style-type: none"> 夢気球vol.62(11月号)にLINEを活用したSNS相談窓口(そっと悩みを相談してね～SNS相談@ちば～)が開設していることを掲載した。 県教委ニュース(4月号)に学校人権教育指導資料第41集を活用し、人権教育を推進しようという内容について掲載した。内容については、新型コロナウイルス関連の偏見・差別・いじめ防止について取り上げている。 県教委ニュース(10月号)に各教育事務所を会場とした中学生・高校生との交流会について掲載した。事務所のうち「いじめをなくしていくために、必要なこと、できることは何か」という提案や概要について取り上げている。 	<ul style="list-style-type: none"> 夢気球は、県内の公立小・中・高・特別支援学校を通し全ての児童生徒の家庭に配付している。また、県内の公共施設である図書館、公民館等にも配布し県民に広く周知を図っている。 県教委ニュースは、毎月県教育委員会のホームページにアップするとともに、県立学校及び県立教育機関にメール等を活用して周知している。併せて、市町村教育委員会にも各学校への配信を依頼し教職員に周知している。 いずれも広報媒体としては、規模が大きく、特に夢気球は、児童生徒の全家庭に届けるものであり、事業への理解を深める上で効果があったと考える。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後も教育委員会が持っている広報チャンネルを活用して、県がいじめ防止の取り組みや学校での先進的な取り組み事例を児童生徒や県民へ周知するよう努めていく。

令和3年度県が実施したいじめ防止等における対策関連事業評価一覧

施策・事業の目的、評価の観点：「5 ネットいじめ対策」

施策・事業等の名称	事業概要	担当課	施策・事業の目的、評価の観点に基づく自己評価		
			実績	成果・課題（下線部）	今後の取組の方向性（改善策等）
31 青少年ネット被害防止対策事業(ネットパトロール)	県内全ての中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校等の生徒が行っているSNSなどについて監視し、特に問題のある書き込みを発見した場合に、教育委員会等関係機関に連絡をし、削除等の指導を依頼する。	県民生活課	<ul style="list-style-type: none"> ・ネットパトロールを業務委託し、県内中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校等の生徒の問題のある書き込みを監視している。特に問題があるものについては、教育委員会等に連絡し、書き込みの削除を含めた生徒への指導を依頼した。(令和3年度実施状況:問題のある書き込みをした生徒の総数472人、そのうち特に問題のある書き込み85件) ・学校等の要請に応じ、児童生徒、保護者、学校関係者に向けてネットいじめ防止対策の内容を含む講演を実施するなど、インターネットの適正利用について啓発を図った。(令和3年度実績:56回、参加者13,960名)また、啓発内容をまとめたリーフレットを18,000部作成し、受講者等に配付し、講演で活用した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携を図り、特に問題のある書き込みを発見した場合、速やかに情報提供した。 ・インターネット適正利用講演においては、身近な事例や予防方法、相談窓口等を講演内容に盛り、参加者の意識を高めることができた。 ・ネットパトロールは、LINEグループなど、公開範囲が制限されている書き込みを監視の対象とすることができない。ネットパトロールと併せて、生徒が問題のある書き込み自体を行わないよう、啓発に取り組む必要がある。 ・情緒不安定に係る書き込みなど、学校だけでは対応が難しい可能性がある書き込みが発見されており、対応が難しい案件が増えている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ネットパトロールは、LINEグループなど、公開範囲が制限されている書き込みを監視の対象とすることができないことから、ネットパトロールと併せて、生徒が問題のある書き込み自体を行わないよう、啓発を図っていく。 ・学校だけでは対応が難しいと考えられる書き込みが発見された場合は、関係する機関を併せて案内するなど、委託事業者の知見を得ながら、学校に対し、対応案を周知する。 ・生徒間でよく使われる学校名の略称や文化祭などの行事名をキーワードとして活用しながら、引き続き、効率的にネットパトロールを実施していく。
		児童生徒安全課	<ul style="list-style-type: none"> ・県民生活課(旧県民生活・文化課)からの情報提供を受けて該当の県立学校に情報提供し、当該生徒への確認、書き込みの削除、トラブル・問題行動への対応・指導、保護者への連絡、生徒への心のケアなど、適切な対応を依頼した。 ・当課が学校に情報提供を行った案件については、対応後に情報提供するように求めており、対応方法について学校の相談に乗ったり、必要に応じて指導・助言したりした。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高校生による不適切な問題のある書き込み(学校に通報が必要な書き込み)等について、情報提供があった件数は、減少傾向である。 ・引き続きSNSの利用にあたって、個人情報の漏洩及びネットいじめにつながる危険性等、危機意識が薄いため、情報モラル教育の更なる充実が課題である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ問題対策連絡協議会担当者会議ネットいじめ対策専門部会において引き続き対応策を検討する予定である。 ・「情報モラル講習会への講師派遣事業」により、小・中・義務教育・高等学校及び特別支援学校等で行われる教員研修等に講師を派遣し、情報モラル教育の充実を図っていききたい。
		学事課	<ul style="list-style-type: none"> ・私立中学校・高等学校に係るネットパトロールの情報について、当該校に注意喚起と指導を依頼することが主な業務である。当該校の管理職や生徒指導担当に一報を入れ、内容の確認を依頼するとともに、削除依頼を含めた指導を依頼している。 ・学校の指導により、状況の沈静化が図れていると思われる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・オープンネットワークへの対応が可能な一方でクローズドネットワークには対応できない状況である。SNSの書き込み等によるいじめ(LINEやInstagramのストーリー等)が問題視される状況で、どのような対応が可能か見極める必要がある。 ・指導する教員サイドの知識・理解が追いついていない状況も見られる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・SNSの利用が低年齢化していることを踏まえ、指導する側の教職員向けの研修の推進に向けた働きかけを進めていく。
32 青少年非行防止対策事業(非行防止チラシの作成・配布)	非行防止に対する心構えや相談機関の案内等を記したチラシを作成し、小学5年生の保護者、中学1年生の保護者及び高校生1年生に配付することにより、非行防止等の啓発を図る。	県民生活課	<ul style="list-style-type: none"> ・ネットいじめを含むインターネットに潜む危険に対する情報が掲載された非行防止チラシを小学5年生の保護者61,000部、中学1年生の保護者66,000部、高校1年生に対して60,000部を作成・配付した。 ・啓発をさらに充実させるため、青少年が閲覧するツイッター、Instagramに動画広告を掲載した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ関係機関を含め配付できた。 ・インターネットに潜む危険について啓発を行っているが、新たな手口による被害が出ている。 ・学校配付パソコンやオンラインゲームの影響もあり、今までとは違ったネットいじめの事例も報告されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ネットいじめやインターネットトラブルの発生傾向や最新の事件等に対応できるよう、配付チラシや動画広告を活用し、啓発の強化を図っていく。
再掲5 いじめ防止対策等推進事業(千葉県いじめ問題対策連絡協議会の開催)	学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成する協議会を設置し、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図る。	児童生徒安全課	<ul style="list-style-type: none"> ・千葉県教育庁及び知事部局の関係各課、市町村教育委員会、児童相談所、千葉地方法務局、県警察本部等の機関、弁護士、医師、心理や福祉の専門家の職能団体等、44の機関・団体で構成された連絡協議会を、資料を基に、メールを活用して意見交換を行った。 ・担当者会議を設置したネット関係の機関等による「ネットいじめ対策専門部会」において、令和3年度は具体的な事例検討を含め、協議及び意見交換を行った。また、令和4年度の各機関等の取組予定等について情報交換した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関からは、いじめ問題に継続して関わるために、スクールカウンセラー等の増員の必要性について意見があった。県教委からは9月から未配置校へ追加配置をすることを報告し、千葉県公認心理師協会からは、事例検討会等を実施し、スクールカウンセラーの資質の向上を図るとの回答があった。新型コロナウイルス感染症については、学校において、ワクチンの接種、非接種による、分断や差別、いじめにつながるような十分な説明と配慮をすることの共通理解を図った。 ・ネットいじめ対策に関しては、児童生徒や保護者に向けて、授業参観等の機会に講演等を実施し、啓蒙活動をしている。また、ネットの世界は常に進化しているため、教員がネットいじめについて理解して、その対応方法を学ぶことや、インターネットについて最新の情報を常にアップデートしていくことが課題である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度は、対面での開催を予定している。また、「ネットいじめ専門部会」においても複数回の開催を予定し、ネット上における新たなトラブルやいじめの未然防止対策について協議していく。 ・各関係機関や団体の取組について、事前に資料にまとめ配付することによって、協議会の効率化に努める。

令和3年度県が実施したいじめ防止等における対策関連事業評価一覧

施策・事業の目的, 評価の観点: 「5 ネットいじめ対策」

再掲 14	施策・事業等の名称	事業概要	担当課	施策・事業の目的, 評価の観点に基づく自己評価		
				実績	成果・課題 (下線部)	今後の取組の方向性 (改善策等)
	研修事業	(総合教育センターの研修事業) 全校種の初任者研修・中堅資質向上研修、新任校長研修、新任教頭研修等の悉皆研修及び教務主任等企画・運営リーダー研修等の推薦研修など、キャリアステージに応じて、いじめ防止・対応についての研修を実施している。	総合教育センター	<p>・いじめ問題への対応に特化した研修をキャリアステージに応じて12事業実施し、参加延べ人数は3,602人であった。また、その他情報モラル研修、人権教育や子供の生活の変化を踏まえた学校や家庭で起こる様々な課題への対応について等の研修を17事業で取り上げ、いじめの未然防止や人間関係作り、保護者対応や連携等、いじめ問題に関連した研修を実施している。</p> <p>・学校支援事業(情報モラル関係)として、県内小学校の研修会講師として児童・生徒、教職員、保護者219名に指導助言を行った。</p> <p>・情報モラル研修は初任研の対象者全員に対し、SNS利用で気を付けることなどをテーマに教材を利用した実践的な研修を実施した。また、教育情報化推進リーダー研修やメディア教育指導者研修でも項目として取り上げた。新型コロナウイルス感染症の影響でオンライン・eラーニングが中心の研修となった。</p>	<p>・いじめの対応・不登校の対応に特化した具体的な事例を含めた研修をステージⅠ【成長期】、ステージⅡ【発展期】の経験1～10年の教員研修で取り上げ、いじめの未然防止、早期発見・対応の理解を深め、若手教員の力量を高めている。研修後のレポートには「いじめを未然に防ぐために校内体制や環境を整えることの大切さや各機関と連携し組織で動くことの大切さを改めて認識した」との声が多かった。やむを得ず、<u>資料配信となった研修があった</u>。グループ討議を取り入れ、より深い学びの場とする。</p>	<p>・子どもたちの発達段階や現代的課題に即した内容となるよう研修を充実させていく。また、実践例をもとに課題検討、グループ討議を行い、より実践力を高められるよう研修の質の向上を図る。また、ステージⅡの研修参加者には、研修での学びを、校内、保護者、地域へ還元し、いじめ防止への取り組みを強化する。</p> <p>・令和4年度より、5月の早い時期に行われる全ての校種の中堅教諭等資質向上研修、さらに、メディア教育におけるクラウド活用関係の希望研修で、情報モラルについて取り上げる予定である。</p>
		(生徒指導・教育相談に関する研修) 生徒指導リーダー育成研修や不登校の子供を支援する実践研修、教育相談基礎研修・上級研修・教育相談コーディネーター研修において、いじめ問題をテーマに具体的な事例を扱うなどの研修を実施している。	子どもと親のサポートセンター	<p>・いじめを予防する手立てとして、構成的グループエンカウンター等を学ぶ機会を設定し、学校現場での集団づくりに役立つ研修とした。</p> <p>・いじめが起こってから対応(事後対応)だけでなく、いじめの未然防止に視点を置いた内容を扱った。</p> <p>・いじめ防止対策推進法を生かす教育相談体制づくりについての内容も扱った。</p>	<p>・より幅広い視点からいじめ対応について理解できる研修を企画・運営した。</p> <p>・班別研修では、「いじめの理解と対応」「いじめ問題の予防」「校内支援体制の充実」について学び、学校の実態に合わせたいじめ対応について考えることができた。</p>	<p>・問題解決型の研修内容から、開発・予防的な視点の研修を増やす。</p> <p>・講師との事前打合せを密にしながら、受講者のニーズに合ったよりよい研修を企画・運営する。</p>
		(いじめ防止対策・不登校児童生徒支援研修会及び児童生徒の自殺予防対策研修会) (目的) ・学校管理職として必要ないじめ問題や児童虐待に関して理解を深める。 ・いじめ問題や児童虐待に関する法的対応についての理解を深める。 ・不登校児童生徒の支援の在り方等についての認識を深めるとともに、組織的な支援体制づくりに生かす。	子どもと親のサポートセンター	<p>・令和3年度は、千葉市を除くすべての公立小・中・義務教育・高等・特別支援学校の管理職(約1,200名)を対象に実施した。新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、動画配信により研修を実施した。</p>	<p>・いじめ防止対策推進法や県いじめ防止対策推進条例に基づく、学校での具体的な対策方法や危機管理の在り方等の内容を扱った。</p> <p>・千葉市を除くすべての公立小・中・義務教育学校・特別支援学校の管理職にいじめを積極的に認知し、早期に対応するという考え方を伝えることができた。</p>	<p>・令和4年度からは、これまで行っていた「いじめ防止対策・不登校児童生徒支援研修会」と「児童生徒の自殺予防対策研修会」を統合、内容を整理し「管理職資質向上研修」として実施する。</p> <p>・研修テーマとして、いじめ重大事態、自殺予防、不登校児童生徒支援の3つを扱い、管理職(学校)の組織対応力の向上を目指す。</p>

令和3年度県が実施したいじめ防止等における対策関連事業評価一覧

施策・事業の目的, 評価の観点: 「5 ネットいじめ対策」

	施策・事業等の名称	事業概要	担当課	施策・事業の目的, 評価の観点に基づく自己評価		
				実績	成果・課題(下線部)	今後の取組の方向性(改善策等)
再掲 14	研修事業	(支援者対象の研修) 訪問相談担当教員研修、SSW研修、SC等全体研修・連絡協議会をとおして、不登校等で困難を抱える子どもや保護者を支援する者の資質・力量の向上を図っている。	子どもと親のサポートセンター	・訪問相談担当教員研修を6回、SSW研修を5回実施した。事例研究や協議・情報交換を通して、個々の資質向上を図ることができた。 ・SC等全体研修・連絡協議会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、対象を新規採用者及び2年目のSC・SSWに絞って実施した。また、動画配信により研修を実施した。	・講師による専門的な話だけでなく事例研究、協議・情報交換を行い、より実践的な研修にすることができた。 ・SC等全体研修・連絡協議会では、 <u>新型コロナウイルスの影響により対象者を絞って実施することになった。</u>	・令和4年度は、SC等全体研修・連絡協議会の対象をすべての県配置のSC・SSW(約480名)とし、集合研修の形で実施する。 ・今後、ますますSC・SSWの採用が増えていくことが予想される。SC・SSWの資質向上が一層図れるよう研修や協議会の内容について考えていく。
再掲 22	いじめ防止対策等推進事業(いじめ防止対策等に関する啓発資料作成)	いじめ問題に関する県の取組及び具体的な事例に基づく対応、関係機関との連携等について学校現場での利用を想定した啓発資料を作成し配付する。また、家庭での子どもの見守りのポイントや相談機関の一覧等を示した保護者向け啓発資料及び、いじめの理解やいじめへの対応、相談窓口等について記載した、児童生徒向け啓発資料を作成し配付する。	児童生徒安全課	・いじめに対する考え方や相談窓口等について記載した児童生徒向けの「いじめ防止啓発カード」(名刺サイズ、カラー印刷、発達段階に合わせた3種類)を作成し、県内全ての国・公・私立の小・中・高・特別支援学校(小・中学部)(千葉市を除く。)の小学3、6年生、中学3年生に、それぞれ必要な種類を配付した。 ・「保護者向けいじめ防止啓発リーフレット」を、県内の国公立の小・特別支援学校(小学部)の小学1年生の保護者に配付した。 ・また、発達段階に合わせた3種類の「児童生徒向けいじめ防止啓発リーフレット」を、県内全ての国公立の小・中・特別支援学校(小・中学部)小学1、4年生、中学1年生に配付した。(いずれも令和3年度入学・進級児童生徒・保護者が対象)	・「いじめ防止啓発カード」は、いじめに悩む子供たちに語りかけるとともに、加害者・傍観者にならないよう呼びかけている。また、「一人で悩まないで」と呼びかけて、主な相談窓口の電話番号等を紹介している。名刺サイズのカードを全ての子供たちに配付し、常時携帯してもらうことにより、必要なときにいつでもいじめについて考えたり、相談窓口が分かることによる効果が期待できる。中学生・高校生向けのカードには、SNS相談のQRコードも掲載し、友達登録の促進にも努めた。 ・教職員向け指導資料集、教職員・保護者向け及び児童生徒向け啓発リーフレット、児童生徒向け啓発カードのいずれも、有効に活用してもらうため、 <u>今後も継続して様々な機会に広報し、周知を図っていく必要がある。</u>	・いじめ防止啓発カードには、これまでの相談窓口の周知と共に、SNS相談のQRコードを掲載することで、より多くの相談先が周知できるようにする。また、配付対象は、令和3年度より小学3年、6年、中学校3年生とし、いじめ防止啓発リーフレットの配付対象学年との重複を解消する。配付時期は夏休み前とすることで、夏季休業中の相談したい気持ちにも対応できるようにしたい。 ・令和5年度に入学する小学校1年生の保護者用に「保護者向けいじめ防止啓発リーフレット」を配付する。
再掲 28	非行防止教室	非行防止教室は、児童生徒の規範意識の向上や犯罪被害等の未然防止を目的として、小・中・高校生等を対象に学校関係者の理解と協力を得て、少年補導専門員などの警察職員を学校に派遣し、教材を使用して開催している教室であり、児童生徒の規範意識のより一層の醸成を図っている。	県警本部	・令和3年度中、非行防止教室を251回開催し、小・中・高校生等43,982人の児童生徒が受講した。(前年比+148回、+28,133人)	・少年を巡る問題は、凶悪・悪質な事件の発生やいじめ問題など、加害と被害の両面において深刻な状況にあることから、 <u>少年の規範意識の向上が一層求められている。</u> ・昨年度に引き続き、コロナ禍のため、職員を派遣して開催する非行防止教室等の広報啓発活動が難しい中、県警HPやYouTube等を活用した映像教材(講演形式の動画)の配信など幅広い広報啓発活動に努めた。	・少年の規範意識の向上は、犯罪の抑止のみならず、いじめを防止する上で大きな効果が期待できることから、学校の理解と協力を得て、今後とも積極的に実施する。 ・本年度も引き続き、県警HPやYouTube等の映像教材を活用した広報啓発活動を推進する。

令和3年度県が実施したいじめ防止等における対策関連事業評価一覧

施策・事業の目的、評価の観点：「6 調査研究」

施策・事業等の名称	事業概要	担当課	施策・事業の目的、評価の観点に基づく自己評価		
			実績	成果・課題（下線部）	今後の取組の方向性（改善策等）
33 いじめ防止対策等推進事業（千葉県いじめ対策調査会の開催）	大学の研究者、心理等の専門家などの学識経験者からなる調査会であり、「いじめの防止等に関する調査研究」「県が実施するいじめの防止等の対策に関する審議」「重大事態が県立学校に発生した場合における、その事実の確認並びに調査及び審査」を行う。	児童生徒安全課	<ul style="list-style-type: none"> 「千葉県いじめ防止対策推進条例」に基づき策定した「千葉県いじめ防止基本方針」により、県教育委員会は、毎年、県が実施するいじめの防止等のための対策の実施状況及びその他いじめに関する資料等を千葉県いじめ対策調査会に提出し、いじめ防止等に関する調査研究及びいじめの防止等のための対策に関する施策事業の点検評価を受けている。 令和3年度は、県教育委員会が調査主体となって行う重大事態が発生しなかったため、いじめ対策調査会による事実の確認並びに調査及び審査は実施していない。 	<ul style="list-style-type: none"> 委員から、いじめの発見のきっかけで、アンケート調査からの発見が多く、本人からの訴えが多くないという御意見をいただき、SOSの出し方教育やSNS相談等の充実を更に図っていく必要がある。また、教員への研修の充実が求められるとの御意見もいただき、教員研修において、いじめへの対応事例等を活用した実践的な研修に努めていく必要がある。 調査会当日は、時間が限られているため、調査会が開催される前に、各委員に事前に資料を提出し、議論の課題を明確にしておく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後も発生したいじめ重大事態に関して、いじめの内容、学校の対応等について御助言をいただき、今後の重大事態の未然防止に努めていきたい。 重大事態が発生し、事案が複雑化した場合は、調査を行うことも考えられるので、その際は、速やかに本調査会を開催できるように、委員の招集等について迅速に対応していきたい。 研修については、教職員への研修内容の充実を図るとともに、教員を志す大学生に対しても出前授業を実施しているところである。
34 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査	児童生徒の生徒指導上の諸課題の現状を把握し、今後の施策の推進を目的に毎年実施されている文部科学省所管の統計調査である。いじめの問題以外にも暴力行為、不登校などについての調査も実施しており、いじめ問題を考える上での基礎資料となる。	児童生徒安全課	<ul style="list-style-type: none"> 県内の公立学校の調査結果を6月に文部科学省に提出。10月14日の全国の結果公表に合わせて、千葉県の結果を公表した。その後、各種会議や研修会で、結果概要を伝えるとともに、本県はいじめ問題への取組について説明を行った。また、各学校へ結果の通知も行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度はいじめの認知件数は、40,230件となり、令和元年度の52,067件より11,837件減少した。これは、各学校における新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る取組により、生徒同士のかかわりが減少したためであると考えられる。積極的ないじめの認知を行い、児童生徒の千葉県公立学校の1000人あたりの認知件数は、72,0件と全国平均(39.7件)を大きく上回る結果となった。 この調査の分析に努め、各学校のいじめ問題に対する取組状況をより詳しく把握し各施策等に活かしていかなければならない。 小学校での暴力行為の発生件数が増加していることを受け、指導にあたっての基本姿勢や県のスクールカウンセラー・スーパーバイザーによる心理的視点、精神科医による医療的観点、スクールロイヤー（弁護士）による暴力の法的責任についても記載したパンフレット「児童生徒の暴力行為の現状と対策について」を各学校に配付し、指導に活用するよう周知した。 	<ul style="list-style-type: none"> 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校それぞれの課題の特徴、取組等の状況を調査・分析することにより、学校現場における、いじめの防止等のための対策のより一層の充実と資するとともに、いじめの未然防止・早期発見・早期対応につなげていく。 本調査のデータをもとに県内の現状を把握することで、いじめ防止対策を推進し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置事業等についても充実させていく。
35 SNSを活用した相談事業	中・高校生にとって身近なコミュニケーションツールであるSNSを活用し、生徒が抱える様々な悩みを、学校外のカウンセラーに気軽に、誰にも知られず相談することで、悩みを早期に解決し、自殺、いじめの重大事態等の重篤な事案や不登校を未然に防止することを目的とした教育相談体制を構築する。	子どもと親のサポートセンター	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで、県内の国立私立中・高等学校及び特別支援学校中・高等部に通学する全生徒（約32万人）を対象に、毎週火曜日、木曜日、日曜日の17時から21時まで、LINEで相談できる窓口の開設を行った。 長期休業明け等の期間については、毎日相談窓口を開設した。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度の相談受付件数は4,758件であり、令和2年度の4,799件より41件減少した。相談受付件数が減少した原因については、特定には至らなかったが、引き続き分析を進めている。1回の相談に対し午前2時まで対応したケースもあり、1回当たりの相談に丁寧に対応していることも一因であると考えている。 主な相談内容は、多い順に①友人関係が389件で前年度の301件より88件増加、②心身の健康・保健が299件で前年度357件より58件減少、③学業・進路が296件で前年度と同じであった。匿名性を確保したことや文字にして相談することで考えを整理して相談できるなど、相談しやすい環境を整えることができた。 利用した生徒からは、「自分の悩んでいる事や、解決出来ない事を真摯に受けとめてくれた」「相談内容をまとめてから相談できるので、相談しやすい」「気持ちを整理しながら話せる」との声が寄せられた。 自殺念慮に係る相談について、警察との連携に課題があった。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度は、令和4年4月1日から令和5年3月31日の毎週火曜日、木曜日、日曜日の18時～22時にLINEを使った相談窓口を開設する。生徒がより相談しやすいよう、昨年度より1時間繰り下げ、仕様を変更し、相談対応人数が増えるよう工夫したところである。 児童生徒の不安が大きくなる長期休業明けの4月28日から5月10日、8月25日から9月6日、1月5日から10日は毎日実施。その期間と4月・6月・及び2月は、相談員配置人数を増やして対応の充実を図ったところである。 警察との連携への課題については、令和4年度より、緊急対応が必要な場合、委託会社と警察で直接やりとりできるように、連絡体制を整えたところである。 生徒が相談したいと考えたときに、すぐに相談できる環境を整え、重篤な事案や不登校の未然防止に取り組んでいく。
再掲 9 いじめ対策等生徒指導推進事業	支援事業をとおして、不登校児童生徒等の早期発見・早期支援及びより一層きめ細かな支援を行うための学校、家庭、関係機関等のネットワークづくりを行っている。	子どもと親のサポートセンター	<ul style="list-style-type: none"> 学校・関係機関支援や不登校児童生徒支援チームでは、所員や不登校児童生徒支援チームを派遣し、学校や関係機関が抱える生徒指導上の諸課題の解決に向けての援助・指導・助言などを行った。 教育相談ネットワーク連絡協議会では、研究協議や事例研究等とおして、教育相談及び不登校児童生徒支援に携わる機関や担当者の資質・力量の向上と連携強化を図った。 サポート広場やサポートセミナー、サポルーム等の事業をとおして、子供の社会性の自立に向けた支援をするとともに、保護者に子供とのよりよい関わり方を考えたり、中学校卒業後の進路についての情報を提供したりするセミナーを実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校・関係機関支援や不登校児童生徒支援チームでは、学校や関係機関のニーズに合わせた講師を派遣することで、教職員の資質・力量の向上に努め、効果を上げている。 サポート広場やサポートセミナー、サポルーム等の事業については、参加者から高い評価を得ている。一方、遠方の子供や保護者から「参加しにくい」との声があるので、今後も地域に出向いて事業を実施していく。 	<ul style="list-style-type: none"> 県内各地に出向いて事業を実施し、当センターに来られない子供や保護者を支援する。 特にサポート広場（地域開催）と進路選択サポートセミナー（地域開催）を、教育事務所や市町村教育委員会と連携して運営し、地域主催による地域の特色を生かした事業の実施につながるよう努める。 福祉機関（児童相談所、市町村福祉担当課等）とのネットワークの構築や県総合教育センター特別支援教育部との連携支援を充実させる。